

【報告に添えて提出する意見】

1. 温室効果ガス排出量削減に対する取組について

(1) 県の温室効果ガス排出量

環境問題と言えば昭和の時代においては急速な工業化を背景とした公害を中心とした国内問題であったが、それを概ね克服した平成になってからは CO₂ を中心とした温室効果ガス排出による地球温暖化といった国際問題へと変化していった。そうした時代の流れもあり、平成 10 年に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、県でも平成 22 年に鹿児島県地球温暖化対策推進条例が施行された。

同法、同条例により県は温室効果ガス排出量を公表しており、環境基本計画の環境指標においても温室効果ガス排出量は筆頭に掲げられている。その温室効果ガス排出量の県の実績並びに平成 20 年度までの実績から推計する平成 32 年度の趨勢は下表のとおりである。

(単位：千 t-CO₂)

	京都議定書基準年 平成 2 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 32 年度 趨勢
CO ₂	9,643	11,588	11,186	11,309	12,370	10,820
その他	2,280	2,578	2,384	2,409	2,385	2,573
温室効果ガス排出量 (①)	11,923	14,166	13,571	13,717	14,755	13,393
森林による吸収量 (②)	—	▲1,260	▲1,310	▲1,348	▲1,432	推計なし
①+②	11,923	12,906	12,261	12,369	13,323	

その上で、県は環境基本計画において平成 32 年度の温室効果ガス排出量を平成 2 年度に比して 30%削減した 835 万 t-CO₂ を達成することを目標として掲げている。

平成 20 年度と比較すると平成 23 年度においては CO₂ 排出量が大幅に増加しているが、これは電力エネルギー消費量が、産業、民生家庭、運輸の部門では減少しているものの、平成 23 年の福島第一原子力発電所事故を受けて全国の原子力発電所が稼働を停止し、九州管内でも火力発電を中心とした電力供給体制にシフトしたことから、計算基礎となる電力の排出係数が大幅に上昇したことが主な要因である。

そのため今後においても CO₂ 排出量が大幅に減少することはないであろうことが予想される。

(2) 県の温室効果ガス排出量削減目標

県は中期目標として平成 32 年度の温室効果ガス排出量を平成 2 年度に比して 30%削減した 8,491 千 t-CO₂ と設定しているが、そもそもこの目標を設定した時期が平成 23 年 3 月の東日本大震災が起こる前であり、その時には九州電力株式会社の既設原子力発電所（いずれも平成 27 年 3 月現在は稼働停止中）に加えて平成 31 年度に運転開始を予定していた川内原子力発電所 3 号機の稼働までも視野に入れていたという状況を勘案すると、当該目標の達成は著しく困難であると言える。

(3) 目標とすべき施策

そうした状況にあるとは言え、地球に住む一員として温室効果ガス排出に対して何も対策を講じないということも許されるものではない。そこで、県の経済情勢も維持・発展させながら温室効果ガスの濃度上昇を抑制する方法として「森林による吸収量」に注目したい。

「森林による吸収量」は、京都議定書基準年である平成 2 年度以降に適切な整備・保全を行っている森林を対象として、その成長量（m³/年）と FM 率（全森林面積に対して適切な間伐等の森林整備が行われている森林の割合）を基準に算定される。

県の「森林による吸収量」割合は 2.8%と、県土と国土の面積比である 2.4%に比しても高い水準にあるが、これをより一層高めることで地球環境に貢献することも考えられる。

具体的には、「森林による吸収量」は、成長量と FM 率を基準に算定されるため、その両者を増加させるような施策、すなわち森林面積の増加と林業育成に伴う森林整備の充実を目標とした施策を検討する必要がある。

2. 環境基本計画の見直しの必要性

(1) 計画の基本目標・施策の関連の希薄性

今回の監査では「環境基本計画」の「施策」を軸に、そこに記載されている「具体的施策」に関連する事業を検討したが、その過程において環境との関連で疑問を感じる具体的施策が多く存在し、そうした疑問は所管部局の担当者自身も抱えている感が見受けられた。

その原因としては「計画の基本目標」と「施策」及び「具体的施策」が必ずしも合致してはいないという点が考えられる。

「計画の基本目標」は以下の3項目から構成される。

- ・「地球を守る脱温暖化への貢献（低炭素社会づくり）」
- ・「地球にやさしい循環型社会の形成（循環型社会づくり）」
- ・「自然あふれる癒しのかごしまづくり（自然共生社会づくり）」

しかし、この基本目標を施策に展開する段階において次のような関連が必ずしも明確でない施策が記載されている。

例えば、「自然あふれる」と謳いながら「騒音・振動、悪臭等の防止」「原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全」という施策が設定され、具体的施策としても「不快害虫等の適正な駆除」や「原子力情報展示ルームの活用や広報誌等による原子力や放射線に関する知識の普及」があげられている。

(2) 主たる目的が環境ではない施策について

例えば「森林の整備・保全の推進」という施策に対して紐づけられている具体的施策である「人工林の計画的伐採」「松くい虫被害の防止」「野生鳥獣による農林業被害の防止」という具体的施策は施策の目的に合致しているが、「産業としての林業保護育成」や「土砂災害防止のための森林保全」という目的も持ち合わせており、所管部局においても前者より後者の目的を優先して施策を執行している状況が見受けられた。

そのような場合、環境基本計画に記載されている目的は、そうした事業の主たる目的の後に副次的に達成されるか否かに依拠せざるを得ない状態にあり、具体的施策の環境面における評価や改善に結び付けることも非常に困難である。

(3) 結論

「温室効果ガス排出量削減に対する取組について」で記載したように、現在の環境基本計画は平成23年3月に策定されており、そこで目標としている温室効果ガス排出量の達成も著しく困難な状況にあることを考えると、再度の見直しに向けた検討が必要であろう。その際、上述したように「計画の基本目標」から展開される施策の内容を検討するとともに、その施策に専ら貢献することのみを目的とする具体的施策を環境関連施策と位置付けることで、より環境面に根差した政策の実現が可能になっていくものとする。

3. 環境に関する行政評価に対する考察

(1) 施策評価票の現状

平成 25 年度及び平成 26 年度の行政評価は、「環境」をテーマにしており、そこでの施策評価票の一部を次頁に記載した。なお、以下は平成 25 年度と平成 26 年度の「環境」に関する行政評価についての考察は検討していない。

テーマ	関係部局	施策名	テーマと施策目的との関連	成果指標と成果指標の設定理由	2. 構成する事業	成果指標	3. 成果指標及びその達成状況 記載内容	4. 評価 必要性 達成度 妥当性	5. まとめ (評価結果)																																					
地球を守る脱温暖化への貢献	環境林務部	温暖化防止に向けた気運の醸成	地球温暖化防止について、県民一人ひとりが自らの課題として理解し、省エネレベルの削減など具体的な行動につなげるよう気運の醸成を図る必要があるため、県地球温暖化対策推進実行計画の普及啓発を図るとともに、地球環境を守るかごしま県民運動推進大会の開催や環境教育・環境学習の推進、かごしま材による家づくりの二酸化炭素固定量の認証などを推進している。	<p>①かごしまエコクラブ会員数 かごしまエコクラブは、かごしま環境学習支援事業等の実施を通じて、子どもたちの主体的な環境学習や環境保全活動の取組を促すものであり、こどもエコクラブの会員数を確保すること、温暖化防止に向けた気運の醸成の実現につながることから当該指標を設定した。</p> <p>②かごしま環境パートナーシップ協定締結企業数 かごしま環境パートナーシップ協定は、県と企業が協定を結び、協力して環境保全活動に取り組む制度であり、企業との協定締結を進め、協働による環境保全対策の取組を推進することは、温暖化防止に向けた気運の醸成の実現につながることから当該指標を設定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民運動推進事業 ・地球温暖化対策制度検討事業 ・かごしま環境学習支援事業 ・かごしまこども環境大使事業 ・環境学習指導者人材バンク事業 ・県庁舎環境配慮推進事業 ・環境にやさしい「かごしまの家」推進事業 	<p>①かごしまエコクラブ会員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,151</td> <td>1,895</td> <td>1,928</td> <td>1,631</td> <td>2,114</td> </tr> <tr> <td>C(%)</td> <td>107.6</td> <td>94.8</td> <td>96.4</td> <td>81.6</td> <td>105.7</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>3,819</td> <td>3,682</td> <td>3,168</td> <td>2,506</td> <td>2,161</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>2,430</td> <td>2,193</td> <td>2,147</td> <td>1,440</td> <td>1,271</td> </tr> </tbody> </table> <p>こどもエコクラブは平成7年にスタートし、平成18年度にはじめて会員数が2,000人を超え、平成21年度まで同規模で推移していることから、それを維持することを旨として、各年度の目標値を2,000人として設定した。</p> <p>全国平均、九州平均とも年々減少しており、本県においても平成22年度に2,000人を下回り減少傾向にある。</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	A	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	B	2,151	1,895	1,928	1,631	2,114	C(%)	107.6	94.8	96.4	81.6	105.7	D	3,819	3,682	3,168	2,506	2,161	E	2,430	2,193	2,147	1,440	1,271	必要 (評価判断基礎は記載されている)	要改善 (評価判断基礎は記載されている)	妥当 (評価判断基礎は記載されている)	改善 (評価を受けての県の考えが記載されている)
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																									
A	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000																																									
B	2,151	1,895	1,928	1,631	2,114																																									
C(%)	107.6	94.8	96.4	81.6	105.7																																									
D	3,819	3,682	3,168	2,506	2,161																																									
E	2,430	2,193	2,147	1,440	1,271																																									
						<p>②かごしま環境パートナーシップ協定締結企業数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>8社</td> <td>12社</td> <td>16社</td> <td>20社</td> <td>22社</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>10社</td> <td>19社</td> <td>19社</td> <td>19社</td> <td>19社</td> </tr> <tr> <td>C(%)</td> <td>125.0</td> <td>158.3</td> <td>118.8</td> <td>95.0</td> <td>86.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>D,E 記載なし</p> <p>F かごしま環境パートナーシップ協定の平成20年度から10年間で30社との協定締結を目標として設定した。(前半5年間のH20～H24で20社、後半5年間のH25～H29で10社)</p> <p>G 制度創設時の平成20年度からの3年間で集中的に協定締結がなされている。 協定締結の各企業においては社会貢献の一環として、森林づくりへの参加や環境教育など様々な環境保全活動を実施し、官民協働の取組が行われている。</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	A	8社	12社	16社	20社	22社	B	10社	19社	19社	19社	19社	C(%)	125.0	158.3	118.8	95.0	86.4																
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																									
A	8社	12社	16社	20社	22社																																									
B	10社	19社	19社	19社	19社																																									
C(%)	125.0	158.3	118.8	95.0	86.4																																									

1) 施策評価票の項目の関連性が希薄であることについて

「3. 成果指標及びその達成状況」に様々な成果指標が記載されているが、それに対し「2. 構成する事業」がどのように貢献しているのかが明確でない。また、「3. 成果指標及びその達成状況」から「4. 評価」や「5. まとめ（評価結果）」がどのように導かれているのかも明確でない。

2) 成果指標の重要性について

現状、掲げられている成果指標について、下記のような疑問点が見られる。

- ・施策「野生動物の保護管理の推進」の成果指標としては、ニホンジカの生息密度が設定されているが、他にも県の有害鳥獣であるイノシシやヤクシカ等の生息密度も設定するべきである。
- ・施策「屋久島環境文化村構想の実現」の成果指標としては、研修センターに関する指標（環境学習の受講者数）が設定されているが、村センターに関する指標（総入館者数もしくは有料入館者数等）も設定するべきである。

① 環境成果指標設定の考え方

成果指標とは施策の目標の達成度を測る物差しであり、この成果指標を達成するために各事業が遂行され「成果指標の達成＝施策目的の達成」ということになる。成果指標の設定は施策ごとに単一、複数とさまざまである。

環境成果指標は県が行った環境に関する事業がどのような効果をもたらしたかを誰にでも分かりやすい客観的な目安として設定する必要がある。

環境施策から導き出される環境成果指標を達成するために事業を行い、これらがどのような状況になった場合に成果指標の達成度をどのように評価するかということになる。

しかし、県の環境に関する行政評価結果は「成果指標と構成する事業、成果指標の達成状況と評価、まとめ」までの関連が明確とはいえない。

適切な環境成果指標が設定されなければ適正な環境に関する行政評価は行いようがないということになる。

成果指標の設定時には、該当する施策に係る「ヒト・モノ・カネ・情報」を勘案することが重要である。環境に関して一例として以下のようなことが挙げられる。

ヒト：環境施設、環境政策等への県民の満足度

モノ：環境に関する啓発運動の開催回数

カネ：環境関連施設や環境関連事業への予算額

情報：県の環境施策（事業）を熟知している県民の割合

② 環境成果指標と環境に関する行政評価及び各環境事業との関連性

施策を達成するために事業が遂行されるのであれば、行政評価過程において行われる事業の遂行結果は常に施策の物差しである成果指標と関連付けられるはずである。成果指標が複数であっても各事業は必ず施策の成果指標と有機的に関連付けられなければならない。

このように考えた場合、各環境事業の評価は環境施策の成果指標達成のために関連性を持ったものでなければならない。この関連付けができることによって、県の作成する環境に関する施策評価票は、テーマ、施策、成果指標、成果指標の達成状況、施策の評価及び最終の評価結果（まとめ）が有機的に結びつけられたものとなる。

③ 環境成果指標についての意見・提言への対応

環境に関する成果指標の設定について、行政評価監視委員会は平成 25 年度の「意見・提言」において「その他、行政評価制度に対する意見」として以下のことを提言している。

成果指標の設定

施策の効果を測定する指標の設定に当たっては、施策の効率性や有効性を適切に反映するものを選定し設定すべきである。

上記について県は明確な回答を行っていない。県としては、平成 26 年度行政評価対象の成果指標を設定する際に意見を踏まえているとのことではあるが、平成 25 年度行政評価対象の成果指標について、その対応策を講じる必要がある。

④ 結論

環境に関する成果指標の設定そのものが困難であることを関係者が認識する必要がある。県の作成する環境に関する成果指標の設定は施策との関連性の面から十分とは判断しがたく、環境に関するテーマ・施策・成果指標・事業の関連及び整合性について再検討が必要である。特に事業に関しては施策評価票に「構成する事業」として記載されている以上、施策との関連性・整合性は明確にすべきである。

現在行われている関係部局間での話し合いを更に進めて、全ての情報を共有し、より適切な成果指標の設定、より効果的な行政評価の遂行の仕組みづくりを検討・構築する必要がある。

(2) 環境に関する施策評価票の提案

環境に関する施策評価票の一例として下表のような様式が考えられる。このような環境に関する事業評価が最終的に環境施策の行政評価に結びつくような総括票を作成することによって、施策、成果指標、事業、評価結果等が有機的に結びつくことになる。また、より有効なかつ客観的・専門的な行政評価を行うのなら、県の所管部局のみでなく独立した第三者等もこの施策評価票を作成するということも考えられる。

施策評価票								
テーマ		地球を守る脱温暖化への貢献						
所管部局		環境林務部						
施策名		温暖化防止に向けた気運の醸成						
成果指標		こどもエコクラブ会員数			かごしま環境パートナーズ 協定締結企業数			
個別評価項目		目的妥当性	貢献性	達成度	目的妥当性	積極性	達成度	
環境事業	県民運動推進事業	3 点	3 点	3 点	3 点	3 点	2 点	
	こども環境学習支援事業	5 点	5 点	5 点	3 点	2 点	3 点	
	地球温暖化対策制度検討事業	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	
	かごしまこども環境大臣事業	5 点	5 点	4 点	1 点	1 点	1 点	
	環境学習指導者人材バンク事業	3 点	4 点	4 点	4 点	4 点	4 点	
	県庁舎環境配慮推進事業	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	
	環境にやさしい「かごしまの家」推進事業	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	
環境成果指標	小計	16 点	17 点	16 点	11 点	10 点	10 点	
	各成果指標の合計と得点率(※)		49/90 点		54 %	31/90 点		34 %
	評価	5段階評価(※)	C			D		
		必要性	(必要・不要)			(必要・不要)		
		達成度	(良好・要改善)			(良好・要改善)		
妥当性		(妥当・要改善)			(妥当・要改善)			
環境施策	施策の総計(※)		80/180 点		44 %			
	評価	5段階評価(※)	C					
		必要性	(必要・不要)					
		達成度	(良好・要改善)					
		妥当性	(妥当・要改善)					
総合評価結果		(拡大、継続、改善、縮小、統合、休廃止)						
行政評価監視委員会からの意見・提言								

例えば、この表の場合評価方法としては次のようなことが考えられる。

- ・環境事業の評価：評価項目への達成度等を点数で評価（例えば5点満点）
- ・環境成果指標の評価：評価項目の得点率でA～E評価
- ・環境施策の評価：評価項目の得点率でA～E評価

満点数は以下の理由によって異なってくるため、得点率が重要な判断基準となる。

- ・環境事業評価項目数が成果指標の内容によって異なってくる。

例えば、以下の評価項目も考えられる。

- ・経済性：最少の費用で適正な質の資源を獲得すること。
- ・効率性：支出した資源から最大の成果を得ること。
- ・有効性：事業から期待する成果が達成されること。
- ・環境施策によって成果指標の設定数や構成する事業数が異なる。

(※)A～Eの評価を次のようにする。

5段階評価	A	B	C	D	E
得点率	80%～100%	60%～79%	40%～59%	20%～39%	0%～19%

4. 環境に関する施策・事業におけるPDCAサイクルの実施

(1) PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは事業活動を円滑に進める手法の一つであり、Plan⇒Do⇒Check⇒Actionの4段階を繰り返すことによって、業務活動を継続的・循環的に改善するものである。つまり、このサイクルを1周することにより良い業務活動へステップアップしていくということである。

各プロセスの内容は下記のとおりである。

プロセス	内容
Plan (計画)	これまでの実績や将来の予測などをもとにして事業の企画・立案・計画を行うこと
Do (実行)	事業計画に従って業務を実行すること
Check (評価)	業務の実施が計画に沿っているかどうかという観点から実績を把握し、計画とこの実績を比較検討し、評価すること
Action (改善)	計画と実績の比較・検討・評価の結果から導き出された改善の必要な事項を、次の「Plan」に活かすこと

(2) 環境事業におけるPDCAサイクルの必要性と現状

県の定めた環境に関する施策実現の指標として成果指標が設けられ、事業遂行は成果指標達成を通じて施策目的を達成することになる。最終的には「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」という目的が実現され、鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継がれることになる。

環境に関する目的及び成果指標達成のためには「Plan⇒Do⇒Check⇒Action」のサイクルを確立するとともに、4つのステップが十分に機能し、常に継続的に循環してステップアップしていく状況が必要である。

そのための方策として行政評価があり、7名の行政評価監視委員が選任され、担当部局の行った行政評価と併せて行政評価監視委員会が「意見・提言」をとりまとめ、公表されている。県はこの意見・提言を真摯に受け止めて改善を図り、その後の環境施策・環境事業に活かす必要がある。

前述のとおり、平成25年度の環境に関する意見・提言について、平成26年度にその対応がなされているが、具体性に乏しい対応策が多く見受けられる。環境施策目標達成のためにはより具体的な対応策を策定しなければならない。

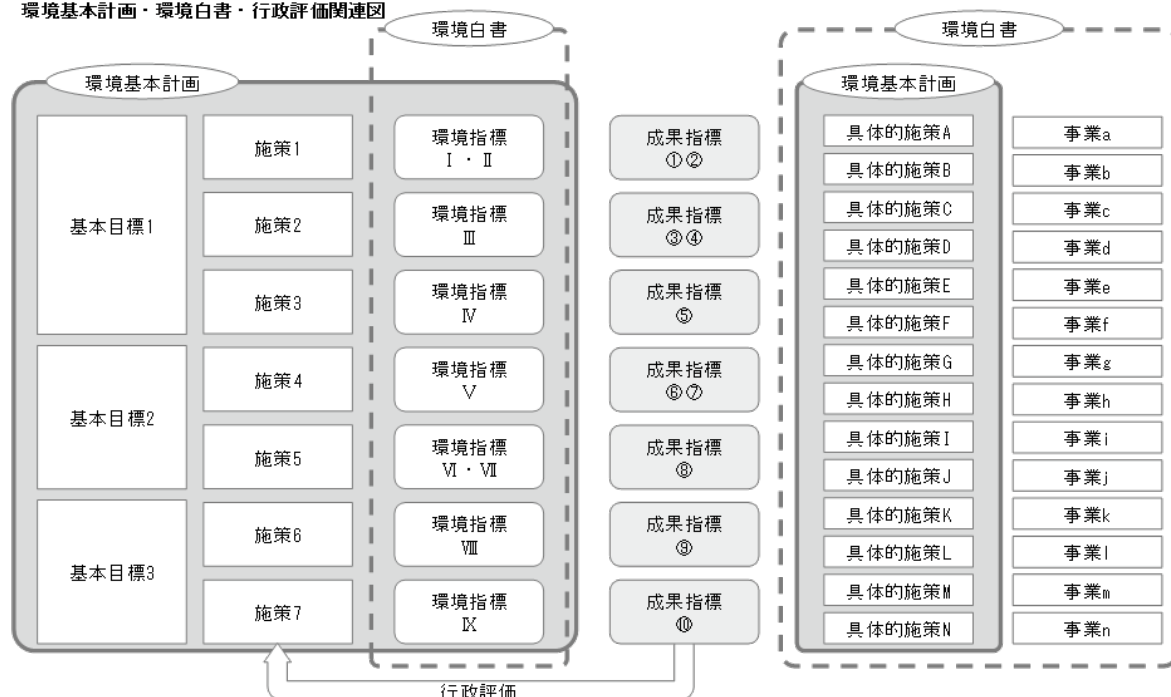
行政評価監視委員会での環境分野の検証評価は1回限りであるため、PDCAサイクルは継続的・循環的に行われていない。

担当部局で毎年事業の検討を行っているとのことであるが、継続的・循環的な改善策が講じられており、PDCAサイクルが確立されているのであれば、このことを県民が毎年度明確にわかるような形で公表するべきである。

5. 環境基本計画・環境に関する行政評価の整合性について

「環境基本計画」では基本目標の中に施策が設定され、その施策ごとに目標となる環境指標が示されている。また、施策には具体的施策が設定されている。具体的施策が各年度に行われる事業と結びつき、その成果は毎年度公表される「環境白書」の中で最新の環境指標とともに報告される。一方、平成 25 年度及び平成 26 年度に実施された環境施策に対する「行政評価」は、成果指標を検討することでその施策が評価される。その関連を簡単にイメージ化した図は以下のとおりである。なお、環境基本計画においては、共通施策、重点施策も記載されているが以下の図では考慮していない。

環境基本計画・環境白書・行政評価関連図



(1) 環境基本計画と各事業との整合性について

環境基本計画で設定されている具体的施策は、各事業と紐付けられている。例えば、施策「自然環境の保全・活用」及び「奄美群島自然共生プランの推進」の具体的施策である「奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して地域イメージを確立するとともにこれを商品の付加価値を高めるために活用する」という施策に関連付けられた事業のひとつが「奄美パーク事業」である。しかしながら、「奄美パーク事業」は環境というより観光の側面が強い事業と考えられる。

環境基本計画には 400 以上の具体的施策が記載されており、それに基づいて実施される事業の中には、副次的には環境に資するものの、環境を主目的としていないと考えられるものが見受けられる。本来の施策の目的を斟酌し、具体的施策をより効果が見込まれる直接的な事業を構築する必要がある。

(2) 環境基本計画と環境に関する行政評価の整合性について

1) 環境に関する行政評価の対象範囲について

平成 25 年度及び平成 26 年度における環境施策の行政評価については、対象を環境林務部を中心とした部局で実施されているが、環境施策は、上述のように環境林務部以外の部局も環境施策遂行の一翼を担っている。施策の行政評価にあたっては、施策に関連する事業を網羅的に検討しなければ施策の総合的かつ適正な評価ができない。施策を評価する場合には、所管課はもとより縦割りの組織にとらわれず、施策に関連する所管課が連携して横断的に行政評価を行うことが望ましい。

2) 成果指標と環境指標の関連性について

現状では、同じ施策に関連する環境指標と成果指標のつながりが明確でない。一例を挙げると環境基本計画における施策「温室効果ガス排出削減対策の推進」では、環境指標として下記の指標等が掲げられて平成 32 年度の目標が明らかにされている。

- ・「温室効果ガス排出量」
- ・「地球温暖化対策実行計画策定市町村数」
- ・「太陽熱利用量」
- ・「風力発電導入業」
- ・「バイオマス発電・熱利用量」
- ・「バイオマス燃料製造」
- ・「中小規模水力発電」など

一方、環境に関する行政評価では、同施策の成果指標として、下記の指標が掲げられている。

- ・「屋久島における電気自動車・充電器導入数」
- ・「かごしまエコフレンド制度によるカーボン・オフセット件数」など

本来、個々の具体的な施策・事業の成果指標の達成が環境指標の目標達成とつながらなければならない。成果指標である達成度が環境指標のどの数値にどのくらい寄与するのかを明瞭にするように検討する必要がある。

別な例を挙げると施策「森林の整備・保全の推進」では、成果指標の一つに間伐面積が設定されている。しかし、環境基本計画においては「二酸化炭素」、「森林」という側面から設定されている環境指標は「温室効果ガス排出量（森林吸収分を含む）」であることから、事業の成果が環境指標にどれだけ貢献しているかが見えにくい状況にある。

環境基本計画では、施策「水・土壌環境の保全」に関連する環境指標として「污水処

理人口普及率」が掲げられ、将来像 100%が目標とされている。また具体的施策としても「生活排水対策等の総合的な水質保全対策の推進」があげられており、この施策に対しては直接的な成果を測定しやすいものと思われるものの、行政評価の成果指標としては「水質汚濁に係る環境基準の達成度」のみである。

「温室効果ガス排出量」「汚水処理人口普及率」など、環境指標それ自体を成果指標とすることの是非を含めて検討すべきである。

このように施策、環境指標、成果指標等の関連性が不明確である。本来関連性は保たれているはずであるが、その結びつけが複雑であり、県民が整合性を理解するには困難が伴うものとなっている。

6. 最後に

県は環境施策に関する事業費を、法令等に準拠し、また効果的・効率的・経済的に使う責務がある。しかしながら、この報告書で記載しているとおり「環境基本計画」「環境に関する行政評価」のそれぞれにおいて、記載されている「施策」「具体的施策」「事業」に整合性に欠ける面が見られ、「環境指標」と「成果指標」の関連も明確でないものもあり、事業についても効果的・効率的・経済的な観点から実施方法や内容について見直し・改善すべき点が見られる。

必要に応じた環境基本計画の見直し・PDCAサイクルの確立を実現し、かごしま将来ビジョンに掲げられた「人と自然が調和する地球にやさしい社会（かごしま）づくり」が行われることを期待する。